	年 税務署長 殿 /	月 日市町村長殿	年分	♪ 退職所得の受	給に関する申台	告書 兼 退	職所得申告	書
退職	所在地〒			現住所	Ŧ			
退職手当の支払者	(住所) 名 称			あ 氏 名				
の支	(氏名)			な た 個人番号	1 1 1	<u> </u>		ı
払者の	法 人 番 号 ※提出を受けた過	退職手当の支払者が記載	してください。	その年1月1日現在の住所				
<u> </u>	このA欄には、全ての人が、記載	載してください。(あな)	たが、前に退職手当等			各欄には記載する必要	がありません。)	
	<ul><li>① 退職手当等の支払を受ける</li></ul>	ططح		③ この申告書の芸 る退職手当等につ	いての勤続期	年	月 日	年
	なった年月日		年 月	目間	至	年	月 日	年
	<一般・	障害の区分>		うち 特定役員等	有   自	年年	月 月 日	4-
A		ſ	)	うち一般		年	月日	年
А	─ <u>般</u>	• 障害	J	との重複勤		年	月 日	
	② 退職の区分等	助の有無>		うち短期	ta llande	年	月 日	年
	有・			との重複勤組	元期間 無 至	年	月日	年
	H H	7111		うち 短期勤続	期間 有 自 無 至	年 年	月 月 日	
	あなたが本年中に他にも退	職毛当等の支払を受	けたことがある場		7117	'		
				<b>⑤</b> ③と④の通管数	<b>編制問</b> 自	年	月 日	年
	④ 本年中に支払を受けた他 の退職手当等についての勤	自			主	年	月日	年
	続期間	至	月	うち 特定役員等	等勤続期間 有 自 無 至	年 年	月 月 日	
				年うち一般	tatterere.	年	月 日	年
ъ	有	自 年	月 日	との重複勤組		—————————————————————————————————————	月 月 月	年
В	無	至年	月 日	うち 短期 との重複勤	94/15/15/11/14	年	月 日	
				ー うち 全重複	有 自 新続期間 毎 二	年	月日	年
					無至	—————————————————————————————————————	月 月 日	年
	うち 短期勤続期間 無	自 年	月日日	うち 短期勤続	期間無至	年	月 日	
	無	至年	月日	うち 一般! との重複勤		年	月 日	年
	なかたが前年N前4年内(その)	年に確全拠山年を注に	甘べく 老齢給付金 レ1	- L	/4//// / // ±	中	月 日	よる担人
	あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。							
	⑥ 前年以前4年内(その年に確定)			⑦ ③又は⑤の勤続期 続期間と重複してい		年 年	月 月 日	年
C	拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける	自	月 月	日のうち、特定後		年	月 日	年
	場合には、19年内)の退職手当等についての勤続期間	至	月 月	日 期間との重複	,	—————————————————————————————————————	月 日	年
				回 うち 短期勤 との重複勤新		年	月 月 日	·
	A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等につ							
			<b>前に支払を受けた退職</b>	戦手当等についての勤続期間の	全部又は一部が通算され	ている場合には、その	通算された勤続期間	山立につ
	いて、このD欄に記載してください	() <sub>0</sub>	1	毎手当等についての勤続期間の 年	HOST OTH			年
			前に支払を受けた退職 月 日 月 日		間のうち、⑧又は 自	ている場合には、その 年 年	通算された勤続期II 月 日 月 日	1
	8 Aの退職手当等についての勤続 期間(③)に通算された前の退職手 当等についての勤続期間     7 有     7 を完め員等勤益期間     7 有     7 を完め員等勤益期間     7 有     7 を完め員等勤益期間     7 有     7 を完め員等勤益期間	い。 自 年 至 年 自 年	月 日 月 日 月 日	年 10 ③又は⑤の勤続期	間のうち、⑧又は 自 至 有 自	年 年 年	月 月 日 月 日	1
	③ Aの退職手当等についての勤続 期間(③)に通算された前の退職手 当等についての勤続期間     有     無     右     右	い。 自 年 至 年	月 日 月 日	年       ① ③又は⑤の勤続期間だけから         第       ②の勤続期間だけから         年       ② うち 特定役員         年       ②	間のうち、⑧又は らなる部分の期間 等勤続期間 有 自 無 至 有 自	年 年	月 日 月 日	年
D	இ Aの退職手当等についての勤続 期間(③)に通算された前の退職手 当等についての勤続期間	い。 自 年 至 年 自 年 至 年	月 日 月 日 月 日 月 日	年       ① ③又は⑤の勤続期間だけから         ⑤の勤続期間だけから         年       ② うち 特定役員         年       ② うち 短期勤績	間のうち、⑧又は らなる部分の期間 等勤続期間 有 自 無 至 有 自	年 年 年	月 日 月 日 月 日 月 日	年年
D	③ Aの退職手当等についての勤続 期間(③)に通算された前の退職手 当等についての勤続期間     有     うち 特定役員等勤続期間     有     有     有	<ul> <li>自 年至 年</li> <li>自 年至 年</li> <li>自 年至 年</li> <li>自 年至 年</li> <li>自 年</li> </ul>	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	年       ① ③又は⑤の勤続期間だけから         第       ②の勤続期間だけから         年       ② うち 特定役員         年       ②	間のうち、⑧又は らなる部分の期間 至 等勤続期間 有 至 た期間 有 至 自 至 自 至 自 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	年 年 年 年 年 年	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	年
D		い。 自 年 至 年 自 年 至 年 自 年 至 年 自 年 至 年	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	年       ① ③又は⑤の勤続期間だけから         第の勤続期間だけから       うち 特定役員         年       ② うち 短期勤績         年       ① うち 短期勤績         年       ① と⑪の通算期間	間のうち、⑧又は らなる部分の期間 至 等勤続期間 有 無 百 至 た期間 有 無 百 至 自 至 も も は も も は も も も も も も も も も も も も も	年 年 年 年 年 年	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	年年
D	田の退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 有無	<ul> <li>自 年至 年</li> <li>自 年至 年</li> <li>自 年至 年</li> <li>自 年至 年</li> <li>自 年</li> </ul>	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	年     ① ③又は⑤の勤続期間だけから       ⑤の勤続期間だけから       年     ② うち 特定役員       年     ② うち 短期勤績       年     ① うち 短期勤績	間のうち、®又は らなる部分の期間 至 等勤続期間 有 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	年 年 年 年 年 年	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	年年
D		<ul> <li>自 年</li> <li>至 年</li> <li>自 年</li> </ul>	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	年     ①     ③又は⑤の勤続期間だけから       第の勤続期間だけから     年     うち 特定役員       年     ○     うち 短期勤績       年     ①     ⑦と⑩の通算期間       年     ①	間のうち、®又は らなる部分の期間 年 等勤続期間 有 有 至 自 至 自 至 日 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百	年 年 年 年 年 年 年 年 年	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	年年年
D		中       自     年       至     年       自     年       百     年       百     年       日     至       日     至       日     至       日     至       日     至       日     至       日     至       日     至       日     至       日     至       日     至       日     至       日     至       日     日<	月 日 日 月 日 月 日 日 月 日 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日	年       ① ③又は⑤の勤続期間だけから         第の勤続期間だけから         年       ② うち 特定役員         年       ② うち 短期勤業         年       ① と⑪の通算期間         年       ③ うち 全心の	間のうち、⑧又は らなる部分の期間 等動続期間 有無至 売期間 売期間 直至 自至 自至 自至	年 年 年 年 年 年 年 年	月 日 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月	年年
D	<ul> <li>③ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 有無うち 短期勤続期間 有無</li> <li>⑤ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間(⑤)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 有無</li> <li>○ B又はCの退職手当等がある場に反分 払を受けること</li> </ul>	トト・ 自 年 至 年 自 年 日 至 年 自 年 日 至 年 自 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至	月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日日日日日	年       ①       ③又は⑤の勤続期間だけから         年       ②の勤続期間だけから         すち       特定役員         年       うち       短期勤齢         年       ①       ②と⑩の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         市町村民税       道府県民税	間のうち、®又は 自 至 等勤続期間 有無 有 有	年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 の 文 払	月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日日月月日日日月月日	年年年年
D		トト・・	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	年       ①       ③又は⑤の勤続期間だけから         年       ①       うち 特定役員         年       ②       うち 短期勤給         年       ①       ②と⑩の通算期間         年       ③       うち ②と②の         年       ③       うち ②と②の	間のうち、®又は あなる部分の期間     自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至	年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	月 日 日 月 月 日 日 日 月 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	年年年年
D E	<ul> <li>● Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 有無うち 短期勤続期間 有無うち 短期勤続期間 有無</li> <li>● Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間(⑤)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 有無</li> <li>■ B又はCの退職手当等がある場合区分 短職手当等のつ支ととなった年月日 中般 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	トト・ 自 年 至 年 自 年 日 至 年 自 年 日 至 年 自 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至	月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日日日日日	年       ①       ③又は⑤の勤続期間だけから         年       ②の勤続期間だけから         すち       特定役員         年       うち       短期勤齢         年       ①       ②と⑩の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         市町村民税       道府県民税	間のうち、®又は あなる部分の期間     自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自	年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日日月月日日日月月日	年年年年
	(3) Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 有無うち 短期勤続期間 有無うち 短期勤続期間 有無 (9) Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 うち 特定役員等勤続期間 有無	トト・ 自 年 至 年 自 年 日 至 年 自 年 日 至 年 自 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至	月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日日日日日	年       ①       ③又は⑤の勤続期間だけから         年       ②の勤続期間だけから         すち       特定役員         年       うち       短期勤齢         年       ①       ②と⑩の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         市町村民税       道府県民税	a	年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日日月月日日日月月日	年年年年
	<ul> <li>③ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 有無うち 短期勤続期間 有無</li> <li>③ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間(●)ち 特定役員等勤続期間 有無</li> <li>」 お 短期勤続期間 有無</li> <li>」 お を受けることとなった年月日</li> <li>一般 ・・・</li> <li>B 特定役員</li> </ul>	トト・ 自 年 至 年 自 年 日 至 年 自 年 日 至 年 自 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至 日 至	月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日日日日日	年       ①       ③又は⑤の勤続期間だけから         年       ②の勤続期間だけから         すち       特定役員         年       うち       短期勤齢         年       ①       ②と⑩の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         年       うち       ②と⑪の通算期間         市町村民税       道府県民税	間のうち、®又は らなる部分の期間     有 無     有 無     有 無       等勤続期間     有 無     至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自至 自	年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日月月日日日月月日日日月月日	年年年年

## 注 意 事 項

- 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支 払を受ける金額の 20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員 等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

## 申告書の書き方

- 1 「①」欄には、退職年月日(会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日)を記載します。
- 2 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、( )内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 3 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。 この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間(その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の 退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。)によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間に よります。
- (1) その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
- (2) 一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間(一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。)
- (3) 他に勤務していた期間(その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。)で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等 <sup>(※1)</sup> に係る勤続期間(以下「特定役員等勤続期間」といいます。)の有無及び短期退職手当等 <sup>(※2)</sup> に係る勤続期間(以下「短期勤続期間」といいます。)の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。

更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等 <sup>(※3)</sup> に係る勤続期間(以下「一般勤続期間」といいます。)の重 複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切上げ)を記載しま す。

- ※1 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。)が5年以下である人が支払を受ける退職手当等の うち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
  - 上記の役員等とは次に掲げる人をいいます。
  - イ 法人税法第2条第15号に規定する役員
  - ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
  - ハ 国家公務員及び地方公務員
  - 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
  - 3 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 4 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。また、内書は、上記3「③」欄の内書に倣い記載します。
- 5 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切上 げ)を記載します。

また、内書の「うち 特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち 短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち 短期勤続期間」の各欄は、上記3「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間(特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。)を含みません。

更に、「うち 全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち 短期勤続期間」の内書の「うち 一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短 期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間(全重複勤続期間を除きます。)について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその 年数(1年未満の端数切上げ)を記載します。

6 「⑥」欄には、前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内)に支払を受けた退職手当等(以下「4年内の退職手当等」といいます。)がある場合に、その4年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。

ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年内の退職手当等の収入金額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数(小数点以下の端数切捨て)に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

4年内の退職手当等の収入金額	算 式		
800 万円以下の場合	その収入金額÷40 万円		
800 万円を超える場合	(その収入金額-800 万円) ÷70 万円+20		

- 7 「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「⑥」欄及び「❷」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 8 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間(上記3の (1)又は(3)の期間 ((3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。))とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- ⑨「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また、「◎」欄及び「⊜」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。
- 10 「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。また「⑪」欄及び「⑥」欄には、「⑪」欄と「⑥」欄と「⑤」欄と「⑤」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数切捨て)を記載します。